

資料3-2 設備技術規格評価委員会 規則 改正前後対比表

改正前	改正後	備考
<p>(プロセス評価委員会の構成)</p> <p>第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</p> <p>3. 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。</p>	<p>(プロセス評価委員会の構成)</p> <p>第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</p> <p><u>2.</u> 委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。</p>	<p>誤字につき修正するものである。</p>